

生駒市議会規則第 2 号

生駒市議会事務局規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 28 日

生駒市議会議長 中谷 尚敬

生駒市議会事務局規則の一部を改正する規則

生駒市議会事務局規則（平成 2 年 3 月生駒市議会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の見出しを「（副係長、主査、主任又は主事）」に改め、同条第 1 項中「主査又は主任」を「副係長、主査、主任又は主事」に改め、同条第 3 項中「主任」の次に「及び主事」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 副係長は、係長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。